

浄化槽の法定検査に関する全国会議

「宮城県における市町村と連携した第7条検査の受検徹底の手法」



公益社団法人 宮城県生活環境事業協会
浄化槽法定検査センター

宮城県の浄化槽使用開始報告書及び浄化槽法定検査依頼書について

宮城県では平成12年4月1日に浄化槽法関連の権限及び事務が市町村に移譲されましたが、これにあわせて「浄化槽使用開始報告書」と「浄化槽法定検査依頼書」を一体とした複写式の様式を当センターが作成し、活用していただくこととした

目的

- ・浄化槽管理者（保守点検業者が代行）が行う2つの手続（使用開始報告と第7条検査依頼）を単純化
- ・使用開始報告の提出にあわせて市町村が第7条検査の受検徹底を図り、浄化槽台帳を更新

開始時期

- ・平成12年4月1日から施行（第7条検査の依頼）
- ・平成31年4月1日一部改正（第7条及び翌年からの第11条検査の依頼）

法定検査依頼書を使用開始報告書の時期とあわせた理由

- ・設置届出書の時点では
 - ①建売住宅等は浄化槽管理者が確定していない場合がある
 - ②設置場所が地名地番、仮換地等で住居表示が確定していない場合が多い
 - ③保守点検業者、清掃業者が把握できない

宮城県の浄化槽使用開始報告書及び浄化槽法定検査依頼書についての内容

浄化槽使用開始報告書及び 浄化槽法定検査依頼書について

《本書の内容》

- | | | |
|-----|------------|-------|
| 1枚目 | 浄化槽使用開始報告書 | （提出用） |
| 2枚目 | ＊ | （控用） |
| 3枚目 | 浄化槽法定検査依頼書 | （提出用） |
| 4枚目 | ＊ | （提出用） |

《注》

- 1 本書は、4枚綴りとなっています。
- 2 浄化槽設置者の住所と設置場所が異なる場合は、必ず設置場所の名称を記入して下さい。
- 3 保守点検業者登録番号は、仙台市内に設置される場合は「仙台市登録番号」、仙台市以外に設置される場合は「宮城県知事登録番号」を記入して下さい。
- 4 浄化槽法定検査依頼書（3、4枚目）は、下欄枠内に記入の上、4枚目の提出用のみ押印をお願いします。
- 5 提出先は、浄化槽が設置されている市町村の担当係です。4枚（提出用・控用）すべてを提出して下さい。

なお、ご不明な点がございましたら以下へご連絡下さい。

浄化槽使用開始報告書
については

浄化槽が設置されている
市町村の担当係

浄化槽法定検査依頼書
については

公益社団法人
宮城県生活環境事業協会
浄化槽法定検査センター
電話：(022)231-2755

5枚綴りで表紙の下4枚が複写になっており、**1～2枚目が
浄化槽使用開始報告書、3～4枚目が浄化槽法定検査依
頼書**で、4枚目の提出用にのみ押印が必要

3～4枚目が浄化槽法定検査依頼書であることを
明記

1～2枚目の問い合わせ先は市町村

3～4枚目の問い合わせ先は指定検査機関

浄化槽使用開始報告書及び浄化槽法定検査依頼書についての記入例1枚目と2枚目

様式第1号 (第2条関係)

浄化槽使用開始報告書

2024年2月19日

仙台市 長岡町 長岡村

浄化槽管理地

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
仙台市宮城野区日ノ出町2-5-15

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)
手戸 康彦

電話番号
022-231-2955

下記のとおり浄化槽の使用を開始するので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により報告します。

記

浄化槽設置者	住所 仙台市宮城野区日ノ出町2-5-15
氏名 手戸 康彦	電話番号 022-231-2955

様式第1号 (第2条関係)

浄化槽使用開始報告書 (控)

2024年2月19日

仙台市 長岡町 長岡村

浄化槽管理地

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
仙台市宮城野区日ノ出町2-5-15

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)
手戸 康彦

電話番号
022-231-2955

下記のとおり浄化槽の使用を開始するので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により報告します。

記

浄化槽設置者	住所 仙台市宮城野区日ノ出町2-5-15
氏名 手戸 康彦	電話番号 022-231-2955

1~2枚目の浄化槽使用開始報告書は市町村長宛

1~2枚目は浄化槽使用開始報告書となるので
下記のとおり浄化槽の使用を開始するので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により報告します

浄化槽の種類	製造会社名 (00000) 形式 (ΔΔ-5) 認定番号 (Δ-Δ-Δ-444) 告示番号 ΔΔΔΔΔΔΔΔΔΔ
処理区分 (合・単独) 三次処理 (有:方式)	人 員 (5人) 処理水量 (1.0 m ³ /d) 処理水量 (20 m ³ /d)
放 流 先 (1)河川 (2)湖沼 (3)海 (4)用水路 (5)その他	
浄化槽工事業者	
浄化槽保守点検業者	(有) ΔΔΔΔΔΔΔΔ 告示点検番号 00-00
浄化槽設置業者	(有) ΔΔΔΔΔΔΔΔ 告示設置番号 00-00
501人以上の場合には、専任管理者の氏名	

※市町村記入欄

施行年度	20 年
------	------

浄化槽の種類	製造会社名 (00000) 形式 (ΔΔ-5) 認定番号 (Δ-Δ-Δ-444) 告示番号 ΔΔΔΔΔΔΔΔΔΔ
処理区分 (合・単独) 三次処理 (有:方式)	人 員 (5人) 処理水量 (1.0 m ³ /d) 処理水量 (20 m ³ /d)
放 流 先 (1)河川 (2)湖沼 (3)海 (4)用水路 (5)その他	
浄化槽工事業者	
浄化槽保守点検業者	(有) ΔΔΔΔΔΔΔΔ 告示点検番号 00-00
浄化槽設置業者	(有) ΔΔΔΔΔΔΔΔ 告示設置番号 00-00
501人以上の場合には、専任管理者の氏名	

※市町村記入欄

施行年度	20 年
------	------

浄化槽管理者欄以外は、認定番号等の欄もあり、保守点検業者が代行して記入

補助年度は市町村が記入

浄化槽使用開始報告書及び浄化槽法定検査依頼書についての記入例3枚目と4枚目

浄化槽法定検査依頼書（控）

日 2024年 2月 19日

公益社団法人 宮城県生活環境事業協会
浄化槽法定検査センター 所長 殿

浄化槽管理者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

仙台市宮城野区日ノ出町2-5-15

住 所（個人にあっては、名称及び代表者氏名）

3～4枚目の浄化槽法定検査依頼書は指定検査機関 所長宛

浄化槽法定検査依頼書

日 19日

指定検査機関提出の4枚目のみ管理者押印

公益社団法人 宮城県生活環境事業協会
浄化槽法定検査センター 所長 殿

浄化槽管理者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

仙台市宮城野区日ノ出町2-5-15

住 所（個人にあっては、名称及び代表者氏名）

浄化槽法第7条（設置後の水質検査）及び翌年からの第11条（定期検査）の規定に基づく水質検査を依頼します。

浄化槽法第7条（設置後の水質検査）及び翌年からの第11条（定期検査）の規定に基づく水質検査を依頼します。

浄化槽設置者	住所 仙台市宮城野区日ノ出町2-5-15
政 策 場 所	
建築物の種類	
設置開始年月	
竣工年月	
浄化槽の種類	処理区分（ ☒ 単独） 三次処理（有： ☒ 方式） 人 槽（ 5 人） 処理水量（ 1.0 m ³ /d） 処理水量（ 20 m ³ /d）
施設名	①名称 ②河川 ③湖沼 ④池田
浄化槽工事業者	(株) 〇〇〇 設備
浄化槽設計業者	(有) △△△△△△
浄化槽建築業者	(有) △△△△△△
301人以上の場合には、技術管理者の氏名	

浄化槽設置者	住所 仙台市宮城野区日ノ出町2-5-15
政 策 場 所	
建築物の種類	
設置開始年月	
竣工年月	
浄化槽の種類	処理区分（ ☒ 単独） 三次処理（有： ☒ 方式） 人 槽（ 5 人） 処理水量（ 1.0 m ³ /d） 処理水量（ 20 m ³ /d）
施設名	①名称 ②河川 ③湖沼 ④池田
浄化槽工事業者	(株) 〇〇〇 設備
浄化槽設計業者	(有) △△△△△△
浄化槽建築業者	(有) △△△△△△
301人以上の場合には、技術管理者の氏名	

3～4枚目は浄化槽法定検査依頼書となるので

浄化槽法第7条（設置後の水質検査）及び翌年からの第11条（定期検査）の規定に基づく水質検査を依頼します。

保守点検の契約時に、法定検査料金も含んだ一括契約（約60%）の場合

検査手数料納入者	浄化槽管理者	保守点検業者管理番号
その他		

検査手数料納入者	浄化槽管理者	保守点検業者管理番号
その他		
種 別	年 度	又 〇 年

※この情報は、当協会「個人情報管理規程」に基づき、法定検査事業の目的以外には使用いたしません。

※この情報は、当協会「個人情報管理規程」に基づき、法定検査事業の目的以外には使用いたしません。

追加様式(仙台市)【1~4枚目すべてに送付同意のゴム印を押印】

様式第1号(第2条関係)

浄化槽使用開始報告書

2 0 年 月 日

市町村 長 殿

浄化槽管理者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号

☐ 浄化槽法定検査依頼書及び
浄化槽設置届出書を指定
検査機関へ送付することに
同意します。

下記のとおり浄化槽の使用を開始するので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により報告します。

記

浄化槽設置者	住所
	氏名
設置場所	電話番号

当センターホームページでの周知

公益社団法人 宮城県生活環境事業協会
浄化槽法定検査センター

TOP 浄化槽について **法定検査について** 調査研究報告 微生物動画 お問い合わせ

法定検査とは 7条検査と11条検査 **設置・検査の流れ** 検査手数料 宮城方式と水質項目

設置から検査の流れについて

浄化槽設置後は「保守点検の契約」と市町村への「浄化槽使用開始報告書及び浄化槽法定検査依頼書」の提出が必要です

個人で設置する場合	市町村が設置する場合
設置等の確認申請または届出 Step1 浄化槽設置の法的手続き	設置等の確認申請または届出 公共浄化槽等整備推進事業を実施している市町村の窓口で申請

いくつかの市町村のホームページでも、「浄化槽使用開始報告書は、法定検査依頼書と複写式になった様式をお使いください」と周知していただいております。

ご清聴ありがとうございました

